| チェック | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | (1)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護等の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | (2)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | (3)　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | (4)　居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 第11条第1項 | － | － | － | 　　　 |
| 適・否 | (5)　重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅又はこれに相当する場所として法第5条第3項の厚生労働省令で定める場所において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | － | 第11条第2項 | － | － |
| 適・否 | (6)　同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | － | － | 第11条第3項 | － |
| 適・否 | (7)　行動援護の事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | － | － | - | 第11条第4項 |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 従業者の員数 | 　事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。　また、資格を有しているか。※　同行援護及び行動援護については、実務経験を有しているか。 | 第12条第1項 | 第14条第1項（第12条第1項準用) | 第14条第2項（第12条第1項準用) | 第14条第3項（第12条第1項準用) | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・発令簿又は辞令・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス提供責任者 | 　事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護等の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。また、同行援護従業者養成研修応用過程を修了したものに限る。 | 第12条第2項第12条第3項 | 第14条第1項（第12条第2項及び第3項準用) | 第14条第2項（第12条第2項及び第3項準用) | 第14条第3項（第12条第2項及び第3項準用) |
| 適・否 | 3 管理者 | 　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護等事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第13条 | 第14条第1項（第13条準用) | 第14条第2項（第13条準用) | 第14条第3項（第13条準用) |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 設備、備品等 | 　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護等の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。 | 第15条第1項 | 第15条第2項（同条第1項準用) | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1)　支給決定障害者等が指定居宅介護等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第16条第1項 | 第50条第1項（第16条第1項準用） | 第50条第2項（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書類・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定居宅介護等の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第16条第2項 | 第50条第1項（第16条第2項準用） | 第50条第2項（第16条第2項準用） |  |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | (1)　指定居宅介護等を提供するときは、当該指定居宅介護等の内容、契約支給量その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 | 第17条第1項 | 第50条第1項（第17条第1項準用） | 第50条第2項（第17条第1項準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | (2)　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | 第17条第2項 | 第50条第1項（第17条第2項準用） | 第50条第2項（第17条第2項準用） |  |
| 適・否 | (3)　利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第17条第3項 | 第50条第1項（第17条第3項準用） | 第50条第2項（第17条第3項準用） | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | (4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 第17条第4項 | 第50条第1項（第17条第4項準用） | 第50条第2項（第17条第4項準用） | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定居宅介護等の提供を拒んでいないか。 | 第18条 | 第50条第1項（第18条準用） | 第50条第2項（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定居宅介護等の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第19条 | 第50条第1項（第19条準用） | 第50条第2項（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第20条 | 第50条第1項（第20条準用） | 第50条第2項（第20条準用） | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　指定居宅介護等の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第21条 | 第50条第1項（第21条準用） | 第50条第2項（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 介護給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第22条第1項 | 第50条第1項（第22条第1項準用） | 第50条第2項（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | (2)　居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第22条第2項 | 第50条第1項（第22条第2項準用） | 第50条第2項（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第23条 | 第50条第1項（第23条準用） | 第50条第2項（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1)　指定居宅介護等の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第24条第1項 | 第50条第1項（第24条第1項準用） | 第50条第2項（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | (2)　指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第24条第2項 | 第50条第1項（第24条第2項準用） | 第50条第2項（第24条第2項準用） |  |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第25条 | 第50条第1項（第25条準用） | 第50条第2項（第25条準用） | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | (1)　指定居宅介護等を提供したときは、当該指定居宅介護等の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護等の提供の都度記録しているか。 | 第26条第1項 | 第50条第1項（第26条第1項準用） | 第50条第2項（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定居宅介護等の提供の記録 |
| 適・否 | (2)　(1)の規定による記録を行うときは、指定居宅介護等を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第26条第2項 | 第50条第1項（第26条第2項準用） | 第50条第2項（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1)　指定居宅介護等を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第27条第1項 | 第50条第1項（第27条第1項準用） | 第50条第2項（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | (2)　(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第27条第2項 | 第50条第1項（第27条第2項準用） | 第50条第2項（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | (1)　指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第28条第1項 | 第50条第1項（第28条第1項準用） | 第50条第2項（第28条第1項準用） | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第28条第2項 | 第50条第1項（第28条第2項準用） | 第50条第2項（第28条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　(1)及び(2)に規定する額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 | 第28条第3項 | 第50条第1項（第28条第3項準用） | 第50条第2項（第28条第3項準用） | ・請求書・交通費の額がわかる書類・領収証控え |
| 適・否 | (4)　(1)から(3)に規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第28条第4項 | 第50条第1項（第28条第4項準用） | 第50条第2項（第28条第4項準用） | ・領収証控え |
| 適・否 | (5)　(3)の規定によりその費用の支払を受けることができる指定居宅介護等の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定居宅介護等の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 第28条第5項 | 第50条第1項（第28条第5項準用） | 第50条第2項（第28条第5項準用） | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | 　支給決定障害者等が同一の月に指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者等の依頼を受けたときは、当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第29条 | 第50条第1項（第29条準用） | 第50条第2項（第29条準用） | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 介護給付費の額に係る通知等 | (1)　法定代理受領により指定居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 第30条第1項 | 第50条第1項（第30条第1項準用） | 第50条第2項（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第30条第2項 | 第50条第1項（第30条第2項準用） | 第50条第2項（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 基本取扱方針 | (1)　指定居宅介護等は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | 第31条第1項 | 第50条第1項（第31条第1項準用） | 第50条第2項（第31条第1項準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画・指定居宅介護等の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第31条第2項 | 第50条第1項（第31条第2項準用） | 第50条第2項（第31条第2項準用） | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 具体的取扱方針 | 　従業者が提供する指定居宅介護等の方針は次に掲げるところとなっているか。①　指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護等計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。②　指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。③　指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護等の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。④　指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行っているか。⑤　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 | 第32条 | 第50条第1項（第32条準用） | 第50条第2項（第32条準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画・指定居宅介護等の提供に関する記録・説明書類 |
| 適・否 | 18 計画の作成 | (1)　サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護等の内容等を記載した居宅介護等計画を作成しているか。 | 第33条第1項 | 第50条第1項（第33条第1項準用） | 第50条第2項（第33条第1項準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画 |
| 適・否 | (2)　サービス提供責任者は、居宅介護等計画等を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に、当該居宅介護等計画を記載した書面を交付しているか。 | 第33条第2項 | 第50条第1項（第33条第2項準用） | 第50条第2項（第33条第2項準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画・説明書類・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | (3)　サービス提供責任者は、（1）の居宅介護等計画の作成後においても、当該居宅介護等計画について、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。 | 第33条第3項 | 第50条第1項（第33条第3項準用） | 第50条第2項（第33条第3項準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画・実施状況の確認に関する記録 |
| 適・否 | (4)　居宅介護等計画に変更のあった場合、（1）及び（2）に準じて取り扱っているか。 | 第33条第4項 | 第50条第1項（第33条第4項準用） | 第50条第2項（第33条第4項準用） |
| 適・否 | 19 同居家族に対するサービス提供の禁止 | 　従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護等の提供をさせていないか。 | 第34条 | 第50条第1項（第34条準用） | 第50条第2項（第34条準用） | ・勤務表・指定居宅介護等の提供に関する記録・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 20 緊急時等の対応 | 　現に指定居宅介護等の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第35条 | 第50条第1項（第35条準用） | 第50条第2項（第35条準用） | ・指定居宅介護等の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 21 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定居宅介護等を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第36条 | 第50条第1項（第36条準用） | 第50条第2項（第36条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 22 管理者及びサービス提供責任者の責務 | (1)　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第37条第1項 | 第50条第1項（第37条第1項準用） | 第50条第2項（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第37条第2項 | 第50条第1項（第37条第2項準用） | 第50条第2項（第37条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定居宅介護等事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護等の内容の管理を行っているか。 | 第37条第3項 | 第50条第1項（第37条第3項準用） | 第50条第2項（第37条第3項準用） | ・組織図・業務分担表・利用申込受付簿・指定居宅介護等の提供に関する記録・従業者に対する助言等の記録 |
| 適・否 | (4)　サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第37条第4項 | 第50条第1項（第37条第4項準用） | 第50条第2項（第37条第4項準用） | ・指定居宅介護等の提供に関する記録・従業者に対する助言等の記録 |
| 適・否 | 23 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　緊急時等における対応方法⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑧　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する責任者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑨　その他運営に関する重要事項 | 第38条 | 第50条第1項（第38条準用） | 第50条第2項（第38条準用） | ・運営規程 |
| 適・否 | 24 介護等の総合的な提供 | 　指定居宅介護等の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。 | 第39条 | 第50条第1項（第39条準用） | － | ・運営規程・指定居宅介護等の提供に関する記録・広告、パンフレット等 |
| 適・否 | 25 勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第40条第1項 | 第50条第1項（第40条第1項準用） | 第50条第2項（第40条第1項準用） | ・勤務表 |
| 適・否 | (2)　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供しているか。 | 第40条第2項 | 第50条第1項（第40条第2項準用） | 第50条第2項（第40条第2項準用） | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | (3)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第40条第3項 | 第50条第1項（第40条第3項準用） | 第50条第2項（第40条第3項準用） | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | (4)　適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第40条第4項 | 第50条第1項（第40条第4項準用） | 第50条第2項（第40条第4項準用） | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 26 業務継続計画の策定等 | (1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第40条の2第1項 | 第50条第1項（第40条の2第1項準用） | 第50条第2項（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に１回以上）に実施しているか。 | 第40条の2第2項 | 第50条第1項（第40条の2第2項準用） | 第50条第2項（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第40条の2第3項 | 第50条第1項（第40条の2第3項準用） | 第50条第2項（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 27 衛生管理等 | (1)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 第41条第1項 | 第50条第1項（第41条第1項準用） | 第50条第2項（第41条第1項準用） | ・従業者の健康管理に関する記録・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | (2)　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 第41条第2項 | 第50条第1項（第41条第2項準用） | 第50条第2項（第41条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6か月に1回以上）に開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第41条第3項 | 第50条第1項（第41条第3項準用） | 第50条第2項（第41条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 28 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第42条第1項及び第2項 | 第50条第1項（第42条第1項及び第2項準用） | 第50条第2項（第42条第1項及び第2項準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 29 身体拘束等の禁止 | (1)　指定居宅介護等の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 | 第42条の2第1項 | 第50条第1項（第42条の2第1項準用） | 第50条第2項（第42条の2第1項準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | (2)　(1)のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第42条の2第2項 | 第50条第1項（第42条の2第2項準用） | 第50条第2項（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第42条の2第3項 | 第50条第1項（第42条の2第3項準用） | 第50条第2項（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 30 秘密保持等 | (1)　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第43条第1項 | 第50条第1項（第43条第1項準用） | 第50条第2項（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | (2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第43条第2項 | 第50条第1項（第43条第2項準用） | 第50条第2項（第43条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第43条第3項 | 第50条第1項（第43条第3項準用） | 第50条第2項（第43条第3項準用） | ・情報提供に係る同意書 |
| 適・否 | 31 情報の提供等 | (1)　指定居宅介護等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第44条第1項 | 第50条第1項（第44条第1項準用） | 第50条第2項（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規定・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | (2)　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第44条第2項 | 第50条第1項（第44条第2項準用） | 第50条第2項（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 32 利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第45条第1項 | 第50条第1項（第45条第1項準用） | 第50条第2項（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第45条第2項 | 第50条第1項（第45条第2項準用） | 第50条第2項（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 33 苦情解決 | (1)　その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第46条第1項 | 第50条第1項（第46条第1項準用） | 第50条第2項（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第46条第2項 | 第50条第1項（第46条第2項準用） | 第50条第2項（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | (3)　その提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第46条第3項 | 第50条第1項（第46条第3項準用） | 第50条第2項（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | (4)　その提供した指定居宅介護等に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第46条第4項 | 第50条第1項（第46条第4項準用） | 第50条第2項（第46条第4項準用） |
| 適・否 | (5)　その提供した指定居宅介護等に関し、法第48条第１項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第46条第5項 | 第50条第1項（第46条第5項準用） | 第50条第2項（第46条第5項準用） |
| 適・否 | (6)　本市又は市長からの求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第46条第6項 | 第50条第1項（第46条第6項準用） | 第50条第2項（第46条第6項準用） | ・本市等に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第46条第7項 | 第50条第1項（第46条第7項準用） | 第50条第2項（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 34 事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第47条第1項 | 第50条第1項（第47条第1項準用） | 第50条第2項（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告書 |
| 適・否 | (2)　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第47条第2項 | 第50条第1項（第47条第2項準用） | 第50条第2項（第47条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　利用者に対する指定居宅介護等の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第47条第3項 | 第50条第1項（第47条第3項準用） | 第50条第2項（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 35 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 第47条の2  | 第50条第1項（第47条の2準用） | 第50条第2項（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 36 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護等の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第48条 | 第50条第1項（第48条準用） | 第50条第2項（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 37 記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第49条第1項 | 第50条第1項（第49条第1項準用） | 第50条第2項（第49条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | (2)　利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　居宅介護等計画②　指定居宅介護等の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第49条第2項 | 第50条第1項（第49条第2項準用） | 第50条第2項（第49条第2項準用） | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画・指定居宅介護等の提供の記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2(1)及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |  |
| 適・否 |  | (1)　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | (2)　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第6　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サ－ビス等情報公表制度 | 　障害福祉サ－ビス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 | ・本市への報告の書類 |